



県章

# 三重県公報

平成15年3月31日(月)

号外

## 目次

### 規 則

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例施行規則…………… (予算調整チーム) 1
- 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則…………… (雇用・能力開発チーム) 2
- 職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (同) 2
- 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (こども家庭チーム) 2
- 三重県知的障害者福祉センターはばたき条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障害福祉チーム) 7
- 三重県会計規則の一部を改正する規則…………… (出納局) 7

### 企業庁管理規程

- 三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程…………… (企業庁) 22

### 病院事業庁管理規程

- 三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程…………… (病院事業庁) 25

### 告 示

- 出納長の所管に属する事務の一部を委任した出納員の一部改正…………… (出納局) 31
- 出納員の所管に属する事務の一部を委任した会計職員…………… (同) 31

### 訓 令

- 三重県文書規程の一部を改正する訓令…………… (政策法務チーム) 33
- 三重県公文書整理保存規程の一部を改正する訓令…………… (同) 33

### 三重県議会訓令

- 三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………… (議会事務局) 34

### 病院事業庁訓令

- 三重県病院事業庁文書規程の一部を改正する訓令…………… (病院事業庁) 34
- 三重県病院事業庁公文書整理保存規程の一部を改正する訓令…………… (同) 36

## 規 則

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例施行規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北 川 正 恭

### 三重県規則第四十二号

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例(平成十五年三重県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(基準)

第三条 条例第七条第一項のあらかじめ定める基準は、次のとおりとする。

- 一 補助金等の交付の根拠が法令等に明確に位置付けられていること。
- 二 補助金等の交付に公益性があること。
- 三 補助金等の交付に必要性があること。

- 四 補助金等の交付目的に応じた効果があること。
- 五 補助金等の交付基準及び交付金額が適正であること。
- 六 前各号に定めるもののほか、補助金等の特性等に応じその適正な執行を確保する上で必要なものとして知事が別に定める基準に適合していること。

2 前項に定める基準の詳細は、知事が別に定める。

(分野、目的等の区分)

第四条 条例第八条第二項の補助金等の交付に係る分野、目的等の区分は、次の各号に定めるところによる。

- 一 歳出決算の性質に従って、これを消費的経費及び投資的経費に区分すること。
- 二 歳出決算の財源内訳に従って、これを国庫支出金、国庫支出金以外の特定財源及び一般財源に区分すること。
- 三 歳出決算の目的に従って、これを款に区分すること。
- 四 前三号に定めるもののほか、補助金等の特性等に応じその実績等が容易に把握できるものとして知事が別に定めるところにより区分すること。

(公表の方法)

第五条 条例第四条第二項、第六条第一項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定による公表は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- 一 三重県情報公開・個人情報総合窓口その他知事が指定する場所に備えて一般の閲覧に供する方法
- 二 インターネットの利用その他の知事が適当であると認める方法

(補則)

第六条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第四十三号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年三重県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「二万四千円」を「二万四千円」に、「二万五千円」を「二万五千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第四十四号

職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

職業訓練手当支給規則(昭和四十一年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第四条第二項中「三千五百四十円」を「三千五百三十円」に改める。

別表二級地の項中「三、九四 円」を「三、九三 円」に改め、同表三級地の項中「三、五四 円」を「三、五三 円」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第四十五号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項第二号中「第五条」を「第六条」に改め、同条第三項第一号中「第十条第一項第一号」を「第十三条第一項第二号」に、「第十九条の二第二項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三号中「第十条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同項第四号中「第二条第一号」を「第三条第一号」を「第二十四条第一号」を「第三十二条第一号」に改め、同項第五号中「第二条第三号」を「第三条第六号」を「第二十四条第四号」を「第三十二条第五号」に改め、同項第六号中「第二条第四号」を「第三条第七号」を「第二十四条第五号」を「第三十二条第六号」に改め、同項第七号中「第二条第五号」を「第三条第八号」に、「第二十四条第六号」を「第三十二条第七号」に改め、同項第八号中「第二十四条第七号」を「第三十二条第八号」に改め、同条第四項中「第十一条」を「第十四条」に、「第十九条の二第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

第二条中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第四条第二項中「第十一条」を「第十二条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改める。

第五条中「第六条第三号」を「第七条第三号」に、「第七号」を「第八号」に、「第二十七条第三号」を「第三十六条第三号」に改める。

第六条中「第十二条」を「第十五条第一項」に、「第十九条の二第四項」を「第三十二条第四項」に改める。

第七条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改める。

第八条中「第十六条ただし書」を「第十七条ただし書」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改める。

第九条中「第七条第三項ただし書」を「第八条第三項ただし書」に、「第二十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

第十条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第十六条」を「第十七条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改める。

第十二条中「第十六条第三項」を「第二十五条第三項」に、「第十九条の三第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第十三条中「第十七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第十九条の三第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「必要とする者」の下に「のうち、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置しない町村の区域内に住所を有するもの」を加え、「知事」を「その町村を管轄する福祉事務所の長」に改める。

第十四条の見出しを「母子自立支援員」に改め、同条中「第七条」を「第八条」に、「母子相談員」を「母子自立支援員」に改める。

第十五条第一項中「書類」の下に「のうち、第十三条に規定する証明書交付申請書以外の書類」を加え、「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十三条に規定するその者の住所を管轄する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を「福祉事務所」に改める。

第一号様式及び第一号様式の二中

「 ( )

を

「 ( )

に改める。

第十一号様式中「」を「」に改める。

第十六号様式を次のように改める。

第16条様式 (第4条関係)

福祉事務所経由	
貸付決定番号第	号

### 貸付金辞退申出書

年 月 日

三重県知事様

申請者

住所

氏名



下記のとおり母子福祉資金（寡婦福祉資金）の貸付けを辞退したいので申し出ます。

#### 記

- 貸付けを受けている資金の種別  
資金
- 貸付金の総額  
円
- 貸付金受領済額  
円 ( 年 月から 年 月まで 月分)
- 貸付辞退年月日  
年 月分から
- 辞退事由
- 辞退後の償還方法  
年 月から 年 月まで 回払い  
年賦・半年賦・月賦 償還
- 備考

振替口座 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
第21条様式 (第9条関係)

福祉事務所経由	
貸付決定番号第	号

### 貸付金繰上償還申請書

年 月 日

三重県知事様

申請者

住所

氏名

印

下記のとおり現在借用中の母子福祉資金(寡婦福祉資金)貸付金を繰上償還したいので、申請します。

#### 記

- 1 貸付けを受けている資金の種別  
資金
- 2 貸付金の総額  
円
- 3 貸付金償還済額  
円(月額 円)
- 4 繰上償還希望額  
円(元金 円、利子 円)
- 5 繰上償還希望月  
年 月
- 6 理由

振 | 十 | 四 | 申 | 癸 | 辰 | 申 | 十 | 三 | 申 | 癸 | 辰 | 申 | 「郵便官署」を「郵便局」に改める。

振 | 十 | 四 | 申 | 癸 | 辰 | 申 | 「」を記し、「三重県知事」を「福祉事務所長」に改める。

振 | 十 | 四 | 申 | 癸 | 辰 | 申 | 十 | 三 | 申 | 癸 | 辰 | 申 | 「」を記し、「三重県知事」を「福祉事務所長」に改める。

第25条様式 (第16条関係)

母子・寡婦福祉資金貸付台帳

					福祉事務所名						
借	氏名										
	郵便番号	-	電	話							
	住所										
受	異動年月日	郵便番号	電	話	新					住	所
	年 月 日	-									
	年 月 日	-									
	年 月 日	-									
人	氏名										
	郵便番号	-	電	話							
	住所										
	職業又は勤務先										
	借受人との関係										
連	氏名										
	郵便番号	-	電	話							
帯	住所										
	職業又は勤務先										
証	借受人との関係										
	借受人との関係										
摘	学校名等	修学児童名	銀行口座名及び番号								
			銀行 支店 番号								
貸付番号		<input type="text"/>	資金区分	<input type="text"/>	資金種別	<input type="text"/>	( )				
氏名		<input type="text"/>									
生年月日		年	月	日							
貸付金額		<input type="text"/>	円	(	月額	円)	利率年	<input type="text"/>	パーセント		
うち無利子分		<input type="text"/>									
貸付期間		年	年	月							
(年月・回数)		<input type="text"/>	から	年	月	まで	回				
償還期間		年	年	月							
(回数)		<input type="text"/>	から	年	月	まで	<input type="text"/> 回				
償還方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦			償還月		<input type="text"/>				
市町村コード		<input type="text"/>			福祉事務所コード		<input type="text"/>				
郵便番号		<input type="text"/>									
県・郡・市町村名		<input type="text"/>									
町名地番		<input type="text"/>									
方書		<input type="text"/>									

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

三重県知的障害者福祉センターはばたき条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第四十六号

三重県知的障害者福祉センターはばたき条例施行規則の一部を改正する規則

三重県知的障害者福祉センターはばたき条例施行規則（平成十一年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（入所の手続）

第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第四条第四項の知的障害者短期入所の申込みをしようとする者（当該知的障害者短期入所に係る法第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給に係る者に限る。）及び法第五条第三項の知的障害者更生施設支援の申込みをしようとする者（当該知的障害者更生施設支援に係る法第十五条の十一第一項の施設訓練等支援費の支給に係る者に限る。）は、センター長が定める利用申込書及び健康診断書をセンター長に提出しなければならない。

2 法第十五条の三十二第一項及び法第十六条第一項第二号の規定に基づき知的障害者を入所させようとする市町村長は、センター長が定める入所依頼書、健康診断書及び入所希望調書をセンター長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第四十七号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（昭和三十九年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

「第六十三条（随意契約の限度額）

目次中 第六十四条（見積書の提出）を「第六十三条及び第六十四条 削除」に、

第六十四条の一（見積書の省略）」

「第七十一条（入札）」を「第七十一条（入札）」

「第七十一条の一（電子入札）」に、「第七十三条（入札保証金の還付）」を

「第七十三条（入札保証金の還付）」

第七十三条の二（随意契約の限度額）

第七十三条の三（見積書の提出）に改める。

第七十三条の四（見積書の省略）

第二条第一号中「地方労働委員会事務局、監査委員事務局」を「監査委員事務局、地方労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁業調整委員会事務局」に、「警察本部の課（室、隊、所、センター及び学校）及び議会事務局の課」を「議会事務局の課及び警察本部の課（隊、所、センター及び学校）」に改める。

第三条第二項中「グループリーダー」を「主幹」に改め、同項ただし書中「当該各号に定める者以外の者」を「第七十九条に規定する代行者」に改め、同項第四号中「消防学校」の下に「及び農業大学校」を加える。

第四条第一項を次のように改める。

2 知事は、所屬の長からの申出があった場合には、法第七十一条第四項の規定により出納員の事務の一部の委任を受けた者（以下「会計員」という。）を置くことができる。

第八条第一項第二号中「命令。」を「命令」に改め、同項第五号中「出納通知。」を「出納通知」に改める。

第九条第二項第一号中「国庫支出金収入」の下に「繰入金」を加える。

第十七条第四項中「出納長、出納員若しくは会計員が勤務し、又は同条同項同号に定める金融機関が所在する都及び市町村の区域」を「納付しようとする金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、出納長、出納員又は会計員に納付しようとするときは、指定金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域に限る。

第十八条第二項中「指定金融機関等」を「金融機関（証券による場合は、指定金融機関に限る。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、知事が別に定めるものについてはこの限りではない。

第二十二条に次の一項を加える。

6 出納長、出納員又は会計員は、返納義務者から直接現金等により誤払金等を収納したときは、第十八条の規定を準用する。

第四十三条第一項中「五日」を「十日」に改める。

第四十九条第二項中「第四十七条第十一号」を「第四十七条第十号」に改める。

第五十条第四号中「生産物」を「動物又は生産物の」に改め、同条に次の一号を加える。

六 県が国又は地方公共団体に支払う経費であつて、国又は他の地方公共団体が繰り替えて使用することができ、るもの 当該収入金

第五十九条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 予定価格を事前に公表する入札にあつては当該予定価格

七 第七十一条の二に規定する電子入札を行おうとするときはその旨

第六十三条及び第六十四条を次のように改める。

第六十三条及び第六十四条 削除

第六十四条の二を削る。

第六十五条ただし書中「この限りではない」を「封書にすること及び開札場所に置くことを要しない」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(電子入札)

第七十一条の二 電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札をいう。）に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、契約担当者の指定した日時までに、当該契約担当者の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

2 前項の規定により入力する場合には、電子入札に参加をしようとする者は、契約担当者が指定する認証方法を用いて入力しなければならない。

3 第一項の入札金額その他所定の情報は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該電子計算機に到達したものとみなす。

4 前三項に規定するもののほか、電子入札の方法については、知事が別に定める。  
第七十三条の次に次の三条を加える。

(随意契約の限度額)

第七十三条の二 令第六十七條の二第一項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
- 二 財産の買入れ 百六十万円
- 三 物件の借入れ 八十万円
- 四 財産の売払い 五十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に規定するもの以外のもの 百万円

(見積書の提出)

第七十三条の三 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定される場合又はその他特別な理由がある場合に

あつては、一人)の者から見積書を提出させなければならない。

2 前項の見積書の提出は、同項の規定にかかわらず、第七十一条の二の規定による電子入札の例により行うことができる。

(見積書の省略)

第七十三条の四 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、前条の規定にかかわらず見積書を提出させることを省略することができる。

- 一 官報、新聞その他価格が一定しているもので見積書を提出させる必要がないとき。
- 二 予定価格が十万円未満であるとき。
- 三 令第六六十七条の二第二項第三号及び第五号の規定に該当する契約を締結するとき。
- 四 官公署と契約を締結するとき。
- 五 契約担当者において、見積書を提出させることが困難又は必要でないと認めるとき。
- 六 第九十一条に次のただし書を加える。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第一条の二に規定する金融機関に対して、中小企業者が売掛債権を譲渡する場合にあつてはこの限りでない。

第二百十条に次の一項を加える。

6 歳入歳出外現金を証券により納付し、又は受け入れるときは、第十七条の規定を準用する。

第二百一一条ただし書中「一件として歳入歳出外現金有価証券収納確認票(第五十九号様式の二)」とともに「を削り、同条に次の一項を加える。

2 出納長又は出納員は、証券により歳入歳出外現金を受け入れたときは、第十八条第三項の規定を準用する。  
第三百一一条第一項第一号から第五号までを次のように改める。

- 一 備品
- 二 動物
- 三 生産物
- 四 消耗品
- 五 郵券証紙類

第六百六十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、出納局、県民局企画調整部及び東京事務所等以外の出納員においては、第一号から第三号までの帳票の整理を要しない。

第七百七十三条第一項中「五日」を「十日」に改める。

第七百七十八条第一項中「異動」の下に「(第三条第二項ただし書の場合を含む。以下この項において同じ。)」を、「前任者は」の下に「、異動があつた日の前日終了時における出納状況について、出納員事務引継書(第一百八号様式)を作成し」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 出納局、県民局企画調整部及び東京事務所等の出納員は、第一項の規定による引継ぎを行うときは、出納員事務引継書に歳入計算書、歳出計算書、歳入歳出外現金出納計算書及び指定金融機関等における収支状況を示す書類を添えて後任者に引き継がなければならない。

第七百七十九条第一項中「、後任」を「後任」に改め、「執行できないとき」の下に「又は出納員に事故があるとき」を加え、「会計職員のうちから代行者を指名し、後任出納員名」を「代行者となるべき者としてあらかじめ指名した会計職員をもって当該出納員名」に改め、同条第二項を削る。

様式目次中「第一号様式 会計員異動通知書.....第4条関係」を「第一号様式 別添」に、

「 回	(その2) 納付書その一.....	第14条関係
回	(その3) 納付書その二.....	第16条関係
回	(その4) 現金収納票その一.....	第18条関係
回	(その5) 現金収納票その二.....	第18条関係
回	(その6) 返納金戻入通知書.....	第22条関係
回	(その7) 納付書(保管会計).....	第120条関係
「 回	(その2) 納付書.....	第14条関係
回	(その3) 納付書.....	第16条関係
回	(その4) 現金収納票.....	第18条関係
回	(その5) 現金収納票.....	第18条関係
回	(その6) 返納金戻入通知書.....	第22条関係

に、

- 同 (その7) 返納納付書.....第22条関係
- 同 (その8) 現金収納票 (返納金) .....第22条関係
- 同 (その9) 納付書 (保管会計) .....第120条関係
- 同 (その10) 現金収納票 (保管会計) .....第121条関係」
- 「第13号様式 現金受入票 (歳入) .....第17条関係
- 同 領収書.....第18条関係 ㊦
- 同 現金受入票 (保管会計) ..... 第120条関係」
- 「第13号様式 (その1) 現金受入票 (歳入) .....第17条関係
- 同 (その2) 領収書.....第18条関係 ㊦
- 同 (その3) 現金受入票 (返納金) .....第22条関係
- 同 (その4) 現金受入票 (歳入歳出外現金) .....第120条関係」
- 「第57号様式の4 歳入歳出外現金受入決議書.....第120条関係
- 同 歳入歳出外現金受入決議書 (変更) .....第120条関係
- 同 歳入歳出外現金受入決議書 (有価証券) .....第120条関係 ㊦
- 同 歳入歳出外現金受入決議書 (充当) .....第120条関係」
- 「第57号様式の4 (その1) 歳入歳出外現金受入決議書.....第120条関係
- 同 (その2) 歳入歳出外現金受入決議書 (変更) .....第120条関係 ㊦
- 同 (その3) 歳入歳出外現金受入決議書 (有価証券) .....第120条関係」
- 「第59号様式の2 歳入歳出外現金有価証券収納確認票.....第121条関係」 ㊦ 「第59号様式の2 削除」 ㊦

㊦ ㊦

㊦ ㊦

第1号様式 削除

㊦ ㊦

㊦ ㊦

㊦ ㊦